平成２８年（フ）第７２８号
札幌市東区北45条東12丁目１番１―303号
債務者　飯塚　裕子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８５６号
札幌市南区真駒内本町５丁目７番１―106号
債務者　後藤　実子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９３０号
札幌市中央区北５条西15丁目１番地50　ヴェルシティ北５条通402号
債務者　川原田　實
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９５７号
札幌市東区北23条東18丁目１番14号　サイレントハイツ元町101号
債務者　西野　幸子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８９号
埼玉県蓮田市馬込１丁目405番地　カワバタコーポ201号、旧住所埼玉県蓮田市見沼町10番６号　レオパレスボヌール104号
債務者　羽鳥　彰浩
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６２９号
さいたま市西区宮前町1056番地６　アオバ建工（株）
債務者　白石　信雄
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４１号
埼玉県川口市北原台１丁目15番４―104号　プレステージ東川口
債務者　濱川裕理枝
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４３号
埼玉県新座市栗原６丁目３番５号　ハイツひばりヶ丘105号室
債務者　下山　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６６２号
埼玉県戸田市美女木１丁目４番地の７　峰岸パナハイツ102号室
債務者　須田　志江
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６８５号
埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮297番地８
債務者　大谷　長子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６９７号
埼玉県志木市中宗岡５丁目22番38号
債務者　小海　一治
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７３６号
埼玉県志木市本町３丁目１番41―102号、旧住所埼玉県志木市本町１丁目１番69―401号
債務者　小平　文彦
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
埼玉県羽生市大字上手子林1427番地４
債務者　大須　和行
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５２号
新潟県柏崎市松波３丁目５番19―204号　市営松波町住宅Ｄ号棟
債務者　庭山　マリ
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
新潟県南魚沼市四十日380番地
債務者　玉田　宏樹
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
新潟県長岡市本町２丁目２番地16　レクセル長岡902号室
債務者　兵藤　　健
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係